

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく

# 行田市障がい者活躍推進計画

令和2年4月  
行田市消防本部

## 目 次

I	はじめに	……………1
II	計画期間	……………2
III	取組実施状況の点検、分析及び計画の見直し	……………2
IV	取組実施状況の公表	……………2
V	目標及び取組	
	（1）採用に関する目標	……………3

## I はじめに

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）」が令和元年9月6日に施行され、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第7条の3第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から障害者活躍推進計画を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが、個性や障がい特性に応じて能力を有効に発揮できることです。障がい者の活躍は、様々な政策決定過程への障がい者の参画拡大の観点からも重要であり、ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理念の浸透に繋がり、政策だけでなく、行政サービスの向上の観点からも重要です。

また、障がい者の活躍を持続的に推進するためには、各部局の連携も必要です。

これらを踏まえ、本市では、法定雇用率の達成、維持及び職場環境の整備等、障がい者の活躍の拡大に、積極的に取り組む体制を整えることを目的とし、「行田市障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでまいります。

令和2年4月1日

行田市消防本部

## Ⅱ 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

## Ⅲ 取組実施状況の点検、分析及び計画の見直し

計画に掲げた目標を達成するために、毎年8月に取組内容の実施状況を点検、分析します。実施状況に応じて、委員会を開催し、目標及び取組内容について、適切に見直しを図ります。

## Ⅳ 取組実施状況の公表

本計画の取組実施状況について、毎年8月末に前年度の取組実施状況を行田市ホームページに公表します。

## V 目標及び取組

### (1) 採用に関する目標

- ①消防本部で会計年度任用職員を採用する際は、障害者である応募者を念頭においた募集をおこなうこと。

#### 【取組内容】

- (1)障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。(令和元年9月5日に選任済)
- (2)障がい者の能力や特性に応じた職務を選定する。
- (3)障がい者に対する理解を深めるため、埼玉労働局が開催する「障害者しごとサポーター養成講座」に参加する。

本計画における「障害」の標記については、法律名や法令等に基づく制度や組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としています。